

請求権問題に関する初期の交渉要領案 (一五二六)

最初の段階において、請求権に関する先方の見解を項目別に分類提出せしめ、各項目の正当性について先方の説明を求め、右に当つては、今後のわが方の全般的解決策のめどを立てる必要もあり、かつ、ずるずるに請求の提起されることを防ぐため、当初から全貌を明かにせしめるようにする。

なお右請求には確実な証拠資料を添付することを要求する。
(右段階においてわが方も請求権に関する見解を項目別に提示し得るよう準備を整えておく。)

国際先例上領土分離に当り分離国が各種の請求をなすことが認められているのは、分離国所在の少くとも被分離国系私有財産が尊重されることの裏付けがあるとの立場に立っているのである。韓国側がこの点を除外視して、漫然国際先例にならうと称して各種の請求権を提起してくる場合は、先ず前記立場とし

てのわが国及びわが国民の在鮮財産を尊重する意思ありや否やを確める。

三 請求権に関する先方見解の各項目、範囲、論拠等が相当合理的であることが明確になるまでは、各種請求権の個別的交渉に入ることを拒否する。

右情況がわが方の主張に添つて展開する見込ある場合は、別紙記載の三つの処理方法のいずれをとるか、その利害得失を政治的、財政的に検討して、わが方の態度を決定し、今後の討議においては、右決定方法によらしめるように折衝する。

四前項の三つの方法を採ることに決するも、わが方の請求権の論拠を明確にするため、ヴェステイニング・デクリー（在韓日本財産の帰属に関する米軍命令）が管理処分以上の効力を有しないという法理論の貫徹を図る。

右は理論としては終始一貫してこれを堅持する。

五 国公有財産の継承範囲、内乱による日本財産の損害に対する韓国側の国家責任等の問題も、前記諸問題と併行して採上げる。

六 叙上の経過で略々妥結を見る見透しがついた場合は、請求の實際的処理に必要な技術的問題（終戦後の事態に基く契約不履行に関する経過的な措置を含む。）について協定を行う。

七 なお本件問題は南北鮮一体にわたるものとして採上げらるべきであることを確認する。

右に關し、北鮮關係の日本財産は当然わが方の取り分であることも承認せしめる。

注 朝鮮の在日財産及び対日請求権に比して、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権ははるかに大であるが、朝鮮全般の現実の情況に照らし、これが返還をいし、補償を得ることは容易でなく、加うるに、韓国側は、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権は、日本が朝鮮から収奪したもので、本来韓国のものであるという議論に立つ可能性もあつて、早急に見解の一致を見ることは困難であろうと予想される。従つて本件交渉においては、あくまで法理論を堅持し長期にわたつて十二分に審議を盡くすが、先方の出方によつては、究局において、大局的解決に導く途をも閉ざさぬものとする。